

## 紹介者割引約款

### 1. 適用対象者

**紹介者**：現在、桜塾に通われている小学生～高校生（浪人生含む）の生徒およびその保護者の方が対象となります。

**被紹介者**：上記、紹介者から紹介された小学生・中学生・高校生・高卒浪人生の生徒およびその保護者の方が対象となります。

(1) 高3生、浪人生の紹介者、被紹介者の方の場合、9月以降のご紹介は対象外となります。

(2) 小6生・中3生の紹介者、被紹介者の方の場合、9月以降のご紹介については、中学・高校入学後も継続して通塾する場合、対象となります。

### 2. 適用期間

**紹介者**：被紹介者の方が入塾した翌月と、夏期講習もしくは冬期講習または特別講習の授業料が対象となります。

**非紹介者**：入塾いただいた翌月と夏期講習もしくは冬期講習または特別講習の授業料が対象となります。

### 3. 割引上限回数

**紹介者**：入塾後1度のみ、本割引を適用できます。2回目以降の紹介においては、被紹介者の方が入塾した翌月の授業料から20%割引となります。20%割引について上限回数はありません。

**被紹介者**：入塾後1度のみ、本割引を適用できます。退塾、休塾ののち、再度入塾または復塾された際には適用できません。

### 4. 割引上限額（1回につき）

20,000円（税込み）

### 5. 用語および、その他注意事項

(1) 授業料とは授業に関する料金であり、入塾金、教材費、桜手帳、塾保険費などの諸費用とは別となります。

(2) 本割引は、他割引と併用はできません。

(3) 本割引は、同一世帯での紹介には適用できません。（例：兄が通っており、妹を紹介するなど）

(4) 本割引は、改訂以前の紹介割引を適用された方を対象外とします。

(5) その他、上記4点以外にも状況により、臨機応変に対応をさせていただく場合があります。

この約款は平成30年度11月15日より適用されます。